

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、佐賀市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

令和 4年 9月 15日

佐賀県知事 山口 祥義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称：ツルハドラッグ開成店
所在地：佐賀県佐賀市開成五丁目9番32号
- 2 届出の内容
大規模小売店舗の名称及び所在地
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見書の縦覧
 - (1) 縦覧場所
佐賀県産業労働部産業政策課
 - (2) 縦覧期間
令和 4年 9月 15日から
令和 4年 10月 15日まで